
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.89 2017/11/21

1 腸管出血性大腸菌感染症・食中毒事例の調査結果取りまとめについて通知

11月20日、厚生労働省は健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局食品監視安全課長の連名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。

平成29年8月の感染症発生動向調査における腸管出血性大腸菌感染症のうち、特に0157VT2の報告が関東地方を中心に多発したため、地方自治体において通常の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び食品衛生法に基づく調査に加え、「腸管出血性大腸菌による食中毒等の調査及び感染予防対策の啓発について」（平成29年9月1日付け健感発0901第2号、薬生食監発0901第3号通知）に基づき患者の行動等の調査を行い、国立感染症研究所の協力を得て、これらの調査結果を分析し、取りまとめ、平成29年11月17日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告したものを通知したものである。

取りまとめの主なものは次のとおり

- (1) 曝露状況調査票に記載のある0157VT2タイプの遺伝子型分析の結果、7月17日から9月1日までに発症した141件のうち116件の菌株情報が判明し、91件が同一遺伝子型であった。
- (2) この同一遺伝子型の0157VT2 による患者の報告数は、発症日別にみると7月24日から8月8日までに最初の山があり、東京都（17件）、神奈川県（14件）、埼玉県（6件）、千葉県（4件）、長野県（3件）、群馬県、栃木県、福島県、三重県、愛知県、兵庫県から各1件ずつ報告された（8割以上が関東地方からの報告）。調査の結果、いずれも疫学的関連性を把握することはできなかった。8月9日から8月17日に2つ目の山があり、この集積の中に惣菜チェーン店、飲食店における食中毒事例を含む集団発生事例があった。
- (3) 8月9日から8月17日の期間に発生したこれらの食中毒事例は、埼玉県、前橋市、川越市、滋賀県で報告され、埼玉県及び前橋市は同一の惣菜チェーン店の一部を原因施設としていたが、川越市、滋賀県の原因施設との関連を見出すことはできなかった
- (4) 食中毒調査では、惣菜チェーン店や飲食店が提供した食品が原因とされたが、各事例に共通する発生要因は明らかになっていない。
- (5) 7月下旬に最初の山が認められたが、明らかな集団事例がなく、広域食中毒としての有効な調査開始が困難であった。
- (6) 調査に際して、広域発生事例の早期探知等が遅れた要因としては、①各自治体間の情報共有、②国による情報のとりまとめ、③当該とりまとめ情報の関係自治

体間への共有、④遺伝子型別の検査手法の違いによる結果の集約等に時間を要したことが挙げられる。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000185419.pdf>